

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 7 月 5 日 (火) 第 325 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | | |
|----------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定 (2件) | (森づくり推進課取扱い) | 1 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2件) | (社会福祉課取扱い) | 2 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の指定の辞退 | (社会福祉課取扱い) | 2 |
| ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件) | (社会福祉課取扱い) | 3 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了 | (農地整備課取扱い) | 4 |
| ○公共測量の実施 | (監理課取扱い) | 4 |

公 告

- | | | |
|---|------------|---|
| ○令和5年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告 (2件) | (監理課取扱い) | 4 |
| ○落札者等の公告 | (県立病院課取扱い) | 6 |

公 安 委 員 会 告 示

- | | | |
|---------------|--------------|---|
| ○遊技機の型式の検定の告示 | (生活安全企画課取扱い) | 6 |
|---------------|--------------|---|

雑 報

- | | | |
|----------------|-------------------------|---|
| ○令和4年度行政書士試験公告 | (一般財団法人行政書士試験研究センター取扱い) | 7 |
|----------------|-------------------------|---|

告 示

鹿児島県告示第566号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和4年7月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
霧島市国分上之段字倉ヶ宇都2043番2, 2043番5から2043番8まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第567号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和4年7月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
始良市加治木町小山田字松尾坂1753番，字堤6075番，6076番，6078番4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については，主伐は，択伐による。
字松尾坂1753番，字堤6075番（次の図に示す部分に限る。），6076番，6078番4（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第568号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年7月5日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
のぞみ薬局	西之表市西之表7465番地10	令和4年5月31日
青空薬局	薩摩郡さつま町柏原2820番地	令和4年4月30日

鹿児島県告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年7月5日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
齊藤明広	C・A・P整骨院鍼灸院 始良市加治木町新富町18	令和4年 4月1日	はり，きゅう
池田しおり	KE i ROW鹿屋ステーション 鹿屋市大手町6-1 シュービル802	令和4年 5月20日	はり，きゅう

鹿児島県告示第570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第

30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定医療機関から次のとおり指定の辞退の届出があった。

令和4年7月5日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	辞退年月日
けんびどう薬局	南さつま市加世田武田18277番地 6	令和4年3月31日
こどもクリニック山崎	始良市宮島町54-6	令和4年4月30日

鹿児島県告示第571号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和4年7月5日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
のぞみ薬局	西之表市西之表7468番地3	令和4年6月1日
青空薬局	薩摩郡さつま町柏原2820番地	令和4年5月1日

鹿児島県告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和4年7月5日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 I F C L a b o	大島郡伊仙町犬田布 405番地2	光秀訪問看護リハビ リステーション	大島郡伊仙町犬田布 405番地2	令和4年4 月1日
株式会社東京リハビ リテーションサー ビス	東京都千代田区神田小 川町一丁目8番地8	かごしまリハビリ訪 問看護ステーション	始良市加治木町本町 119季-遊201号室	令和4年5 月1日

鹿児島県告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和4年7月5日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		指定年月 日	サービ スの種 類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社 I F C L a b o	大島郡伊仙町犬田布 405番地2	光秀訪問看護リハ ビリステーション	大島郡伊仙町犬田布 405番地2	令和4年 5月9日	訪 問 看 護、介 護 予 防 訪 問 看 護
株式会社紳人	熊本県人吉市九日町	訪問介護ステーション	伊佐市大口針持4231	令和4年	訪 問 介

	12番地	ヨシ 3rdHand		5月6日	護, 介 護 予 防 訪 問 介 護
--	------	------------	--	------	-----------------------------

鹿児島県告示第574号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備，区画整理及び土層改良）第二当部地区の工事は，令和 3 年 3 月 22 日に完了した。

令和 4 年 7 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第575号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により，熊本防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 7 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 6 月 24 日から同年 9 月 30 日まで
- 3 作業の地域 西之表市，中種子町及び南種子町

公 告

令和 5 年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第1402号）第 7 条の規定により，定期の入札参加資格の審査の申請期間等について，次のとおり公告する。

令和 4 年 7 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 対象者
県内に主たる営業所を有する者
- 2 申請を受け付ける場所及び日時

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県庁（行政庁舎）会議室 （鹿児島市鴨池新町10番1号）	令和 4 年 8 月 1 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 8 月 2 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 8 月 3 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 8 月 8 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 8 月 9 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 8 月 16 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 8 月 17 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 8 月 22 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 8 月 23 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 8 月 31 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 9 月 7 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 9 月 8 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 9 月 12 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 9 月 15 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 9 月 22 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 9 月 26 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 9 月 27 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 9 月 29 日	9 : 00 ~ 17 : 00
令和 4 年 9 月 30 日	9 : 00 ~ 17 : 00		

		令和 4 年 10 月 5 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 10 月 14 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 10 月 18 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 10 月 20 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 10 月 21 日	9 : 00 ~ 17 : 00
薩摩川内会場	鹿児島県北薩地域振興局本庁舎会議室 (薩摩川内市神田町 1 番 22 号)	令和 4 年 8 月 5 日	10 : 00 ~ 16 : 30
		令和 4 年 8 月 24 日	10 : 00 ~ 16 : 30
		令和 4 年 9 月 5 日	10 : 00 ~ 16 : 30
		令和 4 年 9 月 13 日	10 : 00 ~ 16 : 30
		令和 4 年 9 月 28 日	10 : 00 ~ 16 : 30
		令和 4 年 10 月 6 日	10 : 00 ~ 16 : 30
		令和 4 年 10 月 12 日	10 : 00 ~ 16 : 30
加治木会場	鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎会議室 (始良市加治木町諏訪町 12 番地)	令和 4 年 8 月 12 日	10 : 00 ~ 16 : 30
		令和 4 年 8 月 25 日	10 : 00 ~ 16 : 30
		令和 4 年 9 月 6 日	10 : 00 ~ 16 : 30
		令和 4 年 10 月 3 日	10 : 00 ~ 16 : 30
		令和 4 年 10 月 11 日	10 : 00 ~ 16 : 30
鹿屋会場	鹿児島県大隅地域振興局本庁舎会議室 (鹿屋市打馬二丁目 16 番 6 号)	令和 4 年 8 月 4 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 4 年 8 月 15 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 4 年 8 月 26 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 4 年 8 月 30 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 4 年 9 月 7 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 4 年 9 月 14 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 4 年 9 月 20 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 4 年 10 月 4 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 4 年 10 月 17 日	10 : 00 ~ 16 : 00
種子島会場	鹿児島県熊毛支庁会議室 (西之表市西之表 7590 番地)	令和 4 年 8 月 10 日	10 : 00 ~ 15 : 00
		令和 4 年 9 月 9 日	10 : 00 ~ 15 : 00
屋久島会場	鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所会議室 (熊毛郡屋久島町安房 650 番地)	令和 4 年 9 月 16 日	9 : 00 ~ 12 : 00
大島会場	鹿児島県大島支庁会議室 (奄美市名瀬永田町 17 番 3 号)	令和 4 年 8 月 18 日	13 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 8 月 19 日	9 : 00 ~ 12 : 00
		令和 4 年 9 月 1 日	13 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 9 月 2 日	9 : 00 ~ 12 : 00
		令和 4 年 10 月 13 日	13 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 10 月 14 日	9 : 00 ~ 12 : 00
徳之島会場	徳之島建設業会館会議室 (大島郡徳之島町亀津 7460 番地)	令和 4 年 9 月 21 日	13 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 9 月 22 日	9 : 00 ~ 12 : 00
		令和 4 年 10 月 6 日	13 : 00 ~ 17 : 00
		令和 4 年 10 月 7 日	9 : 00 ~ 12 : 00

令和 5 年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱 (平成 8 年鹿児島県告示第 1402 号) 第 7 条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和 4 年 7 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 対象者
県外に主たる営業所を有する者
- 2 申請を受け付ける場所及び期間

場 所	期 間	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）	令和4年10月17日から同月28日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）。なお、郵送の場合は、令和4年10月28日の消印のあるものまで受け付ける。	8：30～12：00 13：00～17：15

落札者等の公告
 特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。
 令和4年7月5日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 診療情報電子化システム関連機器等 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 鹿児島県立病院局立病院課経営企画班
 鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 令和4年5月9日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 ソフトマックス株式会社
 鹿児島市加治屋町12番11号
- 5 随意契約に係る契約金額
 774,189,680円
- 6 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第74号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和4年7月5日

鹿児島県公安委員会委員長 鱸野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 弾球黙示録カイジ5N3A	株式会社高尾	1P1876
ぱちんこ遊技機	P 銭形平次3V1K	株式会社高尾	2P0191
ぱちんこ遊技機	P デビルマン疾風迅雷N2-X1 YT389	株式会社ニューギン	1P1912
ぱちんこ遊技機	P 真・怪獣王ゴジラ2L2-K	株式会社ニューギン	2P0106
ぱちんこ遊技機	P 桜花忍法帖SA	株式会社メーシー	1P1255
ぱちんこ遊技機	P ひぐらしのなく頃に～蓄～FH -T	株式会社大一商会	2P0280

雑 報

令和 4 年度行政書士試験公告

行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定による鹿児島県知事の委任に係る令和 4 年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和 4 年 7 月 5 日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷一照

1 試験の期日

令和 4 年11月13日（日）午後 1 時から午後 4 時まで

2 試験の場所

- (1) 鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町 6 番10号）
- (2) 鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法，行政法（行政法の一般的な法理論，行政手続法，行政不服審査法，行政事件訴訟法，国家賠償法及び地方自治法を中心とする。），民法，商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し，法令については，令和 4 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）	政治・経済・社会，情報通信・個人情報保護，文章理解の中から出題する。

(2) 試験の方法

ア 試験は，筆記試験により行う。

イ 出題の形式は，「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式，「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式により行う。

* 記述式は，40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和 4 年 7 月 25 日（月）から同年 8 月 26 日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書と試験案内が入っていた封筒により簡易書留郵便で郵送すること。令和 4 年 8 月 26 日（金）の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真貼付，受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

エ 受験手数料

(ア) 10,400円（払込み方法については，試験案内に掲載する。なお，払込みに要する費用は，受験申込者の負担となる。）

(イ) 一旦払い込まれた受験手数料は，原則として返還しない。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法，配布期間及び配布場所

次に掲げる場所において，令和 4 年 7 月 25 日（月）から同年 8 月 26 日（金）までの間，配布する。なお，郵送を希望する場合は，住所，氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形 2 号：横240mm，縦332mm，A 4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ）に，郵便切手140円分を貼付し，一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（請求宛先：郵便番号252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留）又は鹿児島県総務部市町村課（請求宛先：郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号）へ郵便で請求すること（令和 4 年 8 月 19 日（金）までに必着のこと。）。

(カ) 一般財団法人行政書士試験研究センター

- (イ) 鹿児島県総務部市町村課
- (ウ) 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課（鹿児島市小川町3番56号）
- (エ) 南薩地域振興局総務企画部総務企画課（南さつま市加世田東本町8番地13）
- (オ) 北薩地域振興局総務企画部総務企画課（薩摩川内市神田町1番22号）
- (カ) 始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課（始良市加治木町諏訪町12番地）
- (キ) 大隅地域振興局総務企画部総務企画課（鹿屋市打馬二丁目16番6号）
- (ク) 熊毛支庁総務企画部総務企画課（西之表市西之表7590番地）
- (ケ) 大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号）
- (コ) 鹿児島県行政書士会（鹿児島市与次郎二丁目4番35号 K S C 鴨池ビル202号室）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

令和4年7月25日（月）午前9時から同年8月23日（火）午後5時まで

- (ア) インターネットによる受験申込みは、令和4年8月23日（火）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。
- (イ) この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能である。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。
- (ウ) 受付最終日（令和4年8月23日（火））は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

イ 受験手数料の払込み

- (ア) 受験手数料（10,400円）は、クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。
- (イ) 利用できるクレジットカード
V I S A, M a s t e r, J C B, アメリカーン・エクスプレス, D i n e r s
- (ウ) 利用できるコンビニエンスストア
セブンイレブン, ローソン, ローソン・スリーエフ, ファミリーマート, セイコーマート, ミニストップ, デイリーヤマザキ, ヤマザキデイリーストア, ニューヤマザキデイリーストア
- (エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方は、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講じることがあるので、受験の申込みに先立って必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで申し出ること（特例措置の手続については、試験案内に掲載する。）。

6 合格発表の日時及び発表方法

(1) 合格発表日時

令和5年1月25日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、同センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載する。

7 問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700